

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を  
公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第14号

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 給水装置工事（第5条―第11条）
- 第3章 給水（第12条―第16条）
- 第4章 料金、使用料及び加入金（第17条―第27条）
- 第5章 貯水槽水道（第28条）
- 第6章 雑則（第29条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、田尻水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める田尻水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

#### （代理人及び管理人の選定又は変更の届出）

第3条 所有者が条例第5条の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する代理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

2 条例第6条第1項の規定による管理人の選定を求められたときは、直ちに次に定めるところにより企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する管理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

（1）給水装置を共有するとき 所有者の連署

（2）共用給水装置を利用するとき 使用者の連署

#### （届出義務者）

第4条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するとき 使用者
- (2) 給水装置を廃止するとき 所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者
- (5) 使用者に変更があったとき 使用者
- (6) 所有者に変更があったとき 所有者
- (7) 代理人に変更があったとき 所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

## 第2章 給水装置工事

### (給水装置工事の申込み)

第5条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書
- (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

4 条例第10条第1項の承認を受けた者は、給水装置工事の完了時に所定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

### (設計審査及び工事検査)

第6条 条例第11条第2項の設計審査及び工事検査は、次に掲げるものとする。ただし、事前に企業長の承認を得た給水装置工事については、当該給水装置工事の一部を先行して施行することができる。

- (1) 給水装置工事の適正な施行を確保するために、指定給水装置工事事業者から所定の事項を記載した申請書に設計図及び主要材料表を添えて提出させ、設置しようとする給水装置の構造、材質、施工方法等が基準に適合しているかの確認の審査

(2) 給水装置工事の完了後に前号の審査内容と照合するための現地検査

(給水装置工事の変更及び取消し)

第7条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 第5条第1項の申込書を提出した日から30日以内に条例第16条の工事費の概算額を前納しないときは、給水装置工事を取り消したものとみなす。

(給水装置の構造)

第8条 給水装置は、給水管並びに直結する分水栓、止水栓及び給水用具をもって構成する。

2 給水装置には、メーターますその他附属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第13条第1項の規定による指定は、次の基準により行うものとする。

(1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取水口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適切な措置を講じなければならない。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 企業長が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により指定された品目で、かつ、同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するもの

(2) 製品が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)

第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製品又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの

3 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物その他企業長が必要と認める箇所には、受水槽を設けなければならない。

(給水管材料の特例)

第10条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次に掲げる材料を使用しなければならない。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鋳鉄管

2 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めた場合は、同項に規定する材料以外の材料を使用することができる。

(給水装置工事費の算出基礎)

第11条 条例第15条の工事費の単価は、毎年事業年度の始めにこれを定める。ただし、著しく価格に変動を生じた場合は、これを改定することができる。

### 第3章 給水

(メーターの位置の変更)

第12条 保管者は、メーターの位置を変更しようとするときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

2 家屋改築その他のため、メーターの点検に支障があるときは、企業団においてメーターの位置を変更することがある。

3 前2項に規定する変更に必要な費用は、使用者又は所有者が負担しなければならない。ただし、企業長の認定によってこれを徴収しないことがある。

(メーターの保管)

第13条 メーターは、保管者が清潔に保ち、かつ、その設置場所にその点検又は修繕に支障を来すような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 保管者は、メーター又は附属器具を亡失し、又は破損したときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

(私設消火栓の使用)

第14条 消防の演習のため私設消火栓を使用しようとするときは、あらかじめ企業団に届け出て係員の立会いを求め、その指示を受けなければならない。

2 私設消火栓の使用の許可を受けた者がその使用を休止したときは、

直ちに企業長に届け出なければならない。

3 私設消火栓口は、企業団が封をする。

（給水装置の修繕の費用負担）

第15条 条例第23条第5項ただし書の企業長が特に必要があると認めるときは、原則として、配水管の分岐点からメーターまでの漏水に係る修繕とする。ただし、宅地内漏水にあつては、公道部分までとする。

（給水装置及び水質の検査の請求）

第16条 条例第24条第1項の検査において、メーターの試験の結果、指示水量が公差を超過したときは、その割合に応じて前回点検以後の水量を訂正する。ただし、試験指示水量が公差以前のときは、検査手数料として実費を徴収する。

2 前項の検査は、企業長が必要がないと認める相当の理由があるときには、その請求を拒むことができる。

3 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

（1）給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

（2）水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

#### 第4章 料金、使用料及び加入金

（料金及び使用料）

第17条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第6項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第4項に掲げる額を合算した額と、その額に100分の8を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

| 用途               | 適用基準                                                                                                      |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専用家事用            | 一般家庭における日常生活の用に供するもの                                                                                      |
| 共同家事用            | 2戸以上の一般家庭において、1個のメーターを共用して日常生活の用に供するもの                                                                    |
| 官公署、工場、会社、営業用その他 | ア 官公署、学校、病院その他これらに類するものの用に供するもの<br>イ 工場、会社、飲食店、旅館、理髪・美容業その他これらに類するもので主として営業のための用に供するもの<br>ウ 他の用途区分に属しないもの |
| 湯屋用              | 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可                                                                                  |

|     |                       |
|-----|-----------------------|
|     | を受けた公衆浴場の用に供するもの      |
| 特殊用 | 工事、噴水、庭園その他臨時の用に供するもの |

- 3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第18条 条例第28条（第4項を除く。）の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

- 2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

(給水装置の破損等による場合の消費水量)

第19条 給水装置の破損のため多量に出水したと認められる場合又はメーターの下流にある私設消火栓を消防のために使用した場合は、消費水量を査定する。ただし、条例第7条に規定する届出義務又は条例第23条第1項に規定する管理義務を怠っていたとき又は故意に破損したときは、この限りでない。

- 2 配水管又は給水管の工事その他避けることのできない事故のため給水栓から濁水を放出したときは、メーターの指示水量から差引きしない。

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第20条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、1月分として算定する。

(使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第21条 条例第7条の規定による使用の中止又は廃止の届出がないときは、水を使用しない場合でも基本料金を徴収する。

(料金の徴収方法)

第22条 料金等の納付に係る領収書は、企業出納員の領収印、企業長が指定する所定の領収印又は企業長が指定する金融機関の領収印があるもの若しくは払込通知書をもって有効とする。

(料金の納期限)

第23条 料金の納期限は、納入通知書に記載する請求月の翌々月の末日（当該末日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の翌日）とする。

- 2 給水の中止若しくは停止又は企業長が必要と認める場合の納期限は、第1項の規定にかかわらず、その都度定める。

(加入金の適用範囲)

第24条 条例第36条の加入金の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 田尻町の区域内（田尻町給水区域内及び田尻水道事業から給水を受けているものも含む。）において、宅地造成等をするもの
- (2) 分譲及び賃貸を目的とする1戸以上の家屋を建設したもの
- (3) 個人住宅、法人、工場、店舗、集団住宅、市場等の給水装置の新設又は改造したもの
- (4) 特殊用の用途で給水する場合及び工事終了後も引き続き用途変更の上、給水を受けるもの

2 前項において、引込管から給水装置を新設し、又は改造するときのメーター数は、別表に定める。

(加入金の納付)

第25条 企業長は、加入金の納入義務者に対して、給水の申込みの際に納期限を付して、納入通知書を発付する。この場合の納期限は、給水装置工事の着工の前日とする。

2 加入金の納付が確認されないときは、給水装置工事の着工を保留する。

3 納期限から15日を経過しても加入金の納付がないときは、給水の申込みを取り消したものとみなす。

(宅地造成事業者等が納付する加入金)

第26条 宅地造成事業者等が納付する加入金は、造成実施計画の事前協議により承認した建築予定戸数に係る加入金の合計額とする。

2 前項の場合において、当初計画した建築予定戸数又は口径区分に変動があったときは、宅地造成事業者等は、速やかに企業長に届け出るとともに、不足する加入金を遅滞なく納付しなければならない。

(加入金の減免)

第27条 企業長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、加入金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 天災その他著しい災害を受けて3月以内のもの
- (2) 用途について特殊用の適用を受けるもののうち、引き続き用途変更を行うことなくその引込管を撤去することが給水の申込みの際明らかなもので、給水開始から12月以内の使用に限り、加入金の額は2分の1とする。

## 第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第28条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

## 第6章 雑則

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(田尻町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、田尻町水道事業給水条例施行規則及び田尻町水道事業指定給水装置工事事業者規則を廃止する規則（平成31年田尻町水道事業管理規則第1号）第1号の規定による廃止前の田尻町水道事業給水条例施行規則（昭和33年田尻町水道事業管理規則第2号）その他の水道事業に関する規程（以下「町規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

別表（第24条関係）

集団住宅、市場等で引込管から更に分岐できるメーター数

| メーター<br>主管 | 13ミリ<br>メートル | 20ミリ<br>メートル | 25ミリ<br>メートル | 40ミリ<br>メートル | 50ミリ<br>メートル | 75ミリ<br>メートル | 100ミリ<br>メートル | 150ミリ<br>メートル |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 13ミリメートル   | 1            |              |              |              |              |              |               |               |
| 20ミリメートル   | 3            | 1            |              |              |              |              |               |               |
| 25ミリメートル   | 6            | 2            | 1            |              |              |              |               |               |
| 40ミリメートル   | 16           | 6            | 4            | 1            |              |              |               |               |
| 50ミリメートル   | 30           | 10           | 6            | 2            | 1            |              |               |               |
| 75ミリメートル   | 80           | 27           | 16           | 5            | 3            | 1            |               |               |
| 100ミリメートル  | 165          | 56           | 32           | 8            | 6            | 2            | 1             |               |

|           |     |     |    |    |    |   |   |   |
|-----------|-----|-----|----|----|----|---|---|---|
| 150ミリメートル | 450 | 150 | 88 | 28 | 16 | 6 | 3 | 1 |
|-----------|-----|-----|----|----|----|---|---|---|